

患者の監視義務違反 (心電図モニターの確認不十分)

松本・山下綜合法律事務所 弁護士 山口 祐輔

心筋梗塞の治療のため入院していた患者が死亡したことについて、看護師に心電図モニターの監視義務違反を認めた判決（松山地裁令和3年10月28日判決）を紹介します。

1 事案の概要

- ・患者A（63歳・男性）は、被告（地方公共団体）の開設する病院において、亜急性心筋梗塞の疑いと診断され、経皮的冠動脈形成術を受けました。術後、AはICUを経て一般病棟に移りましたが、心電図モニターによる監視は継続されました。
- ・入院4日目の午後10時45分10秒頃から、Aの心電図モニターの波形に異常が現れ、午後11時頃にはリードエラーになりました。入院5日目の午前1時50分頃、訪室した看護師によって、Aは心肺停止の状態で見られ、その後死亡が確認されました
- ・鑑定の結果、Aの死因は心筋梗塞巣を発生源とする不整脈又は残存冠動脈狭窄、冠動脈攣縮等を原因とする致死性不整脈と認められました。
- ・Aの相続人である原告らは、被告病院の看護師らにおいて、Aの急変に速やかに対応するため、心電図モニターの監視を継続し、適切な治療をすべき注意義務があるのにこれを怠ったなどと主張して、被告に対し、約4000万円の損害賠償を求めて提訴しました。

2 裁判所の判断

- (1) 監視義務違反の有無
- ・手術後3日しか経過していない入院4日目にお

けるAの心機能は未だ不安定なものであり、被告病院は、Aの心電図モニターを定期的に監視するなどして、Aの心機能に異常がないか否かを確認する義務があった。

- ・被告病院の看護師は、入院5日目の午前0時30分頃にリードエラーに気付くまでAの心電図モニターを十分に確認しておらず、さらに、その後も、同日午前1時50分頃までAの容態を確認していないことからすれば、Aの心電図モニターを定期的に監視するなどして、Aの心機能に異常がないか確認する義務を怠った。
- (2) 監視義務違反と死亡との因果関係等
 - ・鑑定結果によれば、心停止が生じてから5分以内に心肺蘇生術を行った場合の救命可能性は20%ないし30%程度であり、監視義務を怠っていなければAを救命できた高度の蓋然性までは認められない（監視義務違反とAの死亡との間の因果関係は認められない。）。
 - ・（他方で）被告病院の看護師等がAの心電図モニターを定期的に監視するなどしてAの心機能に異常がないかを確認していれば、心機能の異常に気づき、心停止後速やかに適切な処置や治療等が行われ、Aが死亡した時点においてなお生存していた相当程度の可能性があった。
 - ・（この相当程度の可能性を侵害した結果）被告は慰謝料として200万円の賠償義務を負う。

3 コメント

Aが入院していた被告病院の循環器病棟では、準夜帯と深夜帯は看護師3名で患者43名（うちモニター装着患者15名）を看護する体制であり、Aの心肺停止が発見される少し前には、他の入院患者の容態が悪化して看護師2名がその対応に追われていました。こうした中で本件事故は発生しており、個々の看護師を責めるのは酷ですが、他方で、被告病院の看護体制に一切問題がなかったとまでは言い切れません。判決は「救命可能性が低かった」として監視義務違反と死亡との因果関係を否定する形で賠償責任を限定しており、結論のバランスを図ろうとしたのではないかと考えられます。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとなんとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号
日進センタービル7階
電話 043-225-5242